



第二十一卷 第三號

(通卷第八十三號) 昭和十一年七月發行

研 究

國民國家確立の一過程 (上)

西 井 克 己

序 論

吾々が西洋史上、先づ英佛に、次いで西班牙、葡萄牙等々に於て見る所謂國民國家の成立並に形成の機運發展は、一時十八世紀に於て殆んど何等の發展を見なかつたとは謂へ、國民々主々義の信條を歐洲否全世界に宣布した佛蘭西大革命^②並に「一八一五年の決定に對する反動」^③に依て、單に蘇生再生しに留らず、更に拍車をかけられ全歐到る處に蔓延したるかの觀がある。

國民國家確立の一過程(上)

第二十一卷 第三號 四四七

洵に、一八七八年のバルカン諸國家の獨立運動終結に至る迄の十九世紀を、「The Age of Nationalism」^④と云ふも、決して過言とは云へないであらう。其は單に、短期間内に於ける國民國家形成運動の息もつがせぬ頻發に依てのみ然か云ふのではない。其は又、従前嘗て見ざる明確なる觀念意識形態「ナシヨナリズム」の下に闘はれたが爲である。^⑤

類を一にする歴史事象は、其時代を経るに従つて、より體系付けられ明確にされたる論理を持つて到る。

所謂中世の幕閉されんとする頃、既に確乎不動の統一的國民國家を形成せる近代諸國家は、決して十九世紀に於て見る如き其を合理化す可き明確に意識せられたる理念を有たず、謂はば唯一「四圍の事情と事態の壓迫」に依て促進決定されたものであつた。^⑦然し乍ら、其自覺的觀念の程度乃至存否の如何を問はず、吾々は此等に等しく國民國家の成立乃至形成運動なる語を冠し得るのである。蓋し、意識の自覺と潜在、其は素より吾々の重大關心事でなければならぬ。然し凡ゆる歴史事象は、假令鮮明なる體系をとらずとするも何等かの形に於て常に觀念を伴ふと共に、吾々には論理付けられたる意識の存否に依て、儼として動かし難き事實の存在を無視する事が出来ないからである。

兎もあれ、吾々は茲に Zimmern と共に十九世紀を以て歐洲の「Dawn of Nationality」^⑧とはせず、其は既に統一的國民國家の形成なる政治形態として「Dawn of Modern Times」^⑨に表はれたる事、而し

て其最も明確なる觀念形態が Nationalism なる事を云はんとするのである。^⑩

ナシヨナリズムは「Sentiment of Nationality」の運動であり發露」である。^⑪而も國民的國家統一を目指し、其爲には幾多尊き犠牲と、輝ける榮光とを伴へる史上洵に注目す可き一大歴史事象であつた。^⑫

然らば、斯る氣運と運動は如何にして醸成促進せしめられ、何故に成就達成し得たのであつたか。素より、斯る問題の究明は易々たり得ず、其誘因亦單一たるを得ない。

然し、先づ考ふ可きは人種の同一であらう。是は「屢々一つの否寧ろ唯一の本質的要素」とさへされるものである。洵に、人種の異同如何なる識別は人類區別の最も原初的なるものと謂へやう。然し果して其のみが根元的要素であらうか。所謂英吉利國民、佛蘭西國民等々と稱せらるゝ諸國民と雖も、決して純粹單一の人種的構成ならざるを知る吾々、否寧ろ彼等凡て人種的混合複合體ならざるはなしと云ふも強ち過言に失せざるを知る吾々は、^⑬Nationalism を Racism と混同する事なく、^⑭Pillsbury 同様「國境決定に人種は左程重要性をもつとは云ひ得ない」のである。ベルギーの獨立に依て人種的差違の重要なを知ると共に、又北米合衆國の獨立想起に依つて、決して其が國民主義への唯一絶對的要素とする事が出来ないからである。

次に考へらるゝは地理的要因、地貌の如何であらう。吾國並に英吉利等が、夙に早く統一國家を形成し得たのは、確に其一因を統一に最も容易なる島國なる地理的狀態に歸する事が出來やう。^⑮然し、

其地理的多様性を最も多く包含せるかの如き希臘に於ける國民運動の成功を見る時、將又地理的統一には最も惠まれたるかの如きハンガリヤ平原にして、十九世紀中葉初めて民族運動の勃發せるを知る時、地理的要因亦決して國民國家の成立に對する不可缺的要素とは斷じ難いのである。^⑩

然らば、文化的要素に就いて觀度い。

國民國家は云ふ迄もなく一つの政治共同體である。而も政治現象が又一つの文化的所産であるとするれば、斯る統一國家の成立に文化的諸因素が極めて樞要なる地位を占むるであらう事は茲に多言を要せざる所である。

言語の共通、是其一に考へらるゝ所のものである。宜なる哉、言語は、「最も重要なる精神文化の所産を媒介するもの」^⑪であり、「言語の共通は文學の同一、偉大なる思想への共鳴的感激、誇る可き國民傳説と頌歌の共通を意味し……國民形成に際しては人種に優る」^⑫とさへ謂はる。洵に、國民的共通理念の意志表示と表現は先づ言語に俟たねばならないからであらう。然し乍ら、屢々其論駁の根據となる獨佛及び伊の三ヶ國語を語る瑞西國民の如き、乃至同一語を有する合衆國の英本國よりの離叛の如き其何れも、必ずしも言語の共通即國民國家成立の絶對不可分離的要素とはなし難きかの様である。

「言語の同一は必ずしも國民的統一を齎すとは限らず、言語の非共通性亦統一國家の形成を妨ぐとは言へないのである」^⑬。

宗教の合一、是亦考慮さる可き一大要因たるを失はぬ。「和蘭、白耳義をして同一國家内に留る事能はざらしめたるは、何にもまして其宗教上の相違……アイルランドに於ける國民運動の重大障害は宗教的對立」⁽²¹⁾にありとさるゝ如く、宗教、信仰の一致同一如何が其國民的感情の發生に對し中心的重要地位の一を占むる事は疑なき事であらう。⁽²²⁾然し乍ら、「獨逸は其半數プロテスタントにして他半數はローマ舊教徒」なる事、將又「英國は宗教改革以來未だ嘗て完全なる宗教的一致を知らず。而も今日、西歐諸國に於ては信仰の絶對自由は文明國の重要表徴の一とさへされ、未だ國民的感情を稀薄ならしめたるを見ざる」⁽²³⁾時、吾々は茲に於ても「宗教其物、國民性に不變の屬性とは云ひ難く」⁽²⁴⁾、其處に最も重要にして決定不可缺的因素を見出し難いのである。

更に看過し難きは、人間の生活内部に深く浸透浸潤せる風俗、習慣、傳統等の影響であらう。殊に *Myth* に依れば「同一傳統の共有は、他の要因缺くる事ありと雖も、必ず表はる可き不可缺の要素にして國民形成の諸因素中、最も重要なものであらう」⁽²⁵⁾とさへ謂はる。蓋し、彼等の祖先に關する神話と區別し難き傳説、及び他國民、民族との間に於ける歴史的諸紛争、殊に榮光燦たる戦捷と敗北被征服の慘たる苦杯の追憶は、或は愛國心を振興せしめ、或は敵愾心を激發する事に依り、國民意識を愈々昂揚せしめたるは疑なき事實であらう。然し乍ら、彼の精髓は神に迫る古代文化の完成者なる輝しき過去を有する希臘が、何故に悠久二千年有餘を経て初めて獨立運動に成功し得たのであらうか。將

又絢爛眼もまばゆきルネッサンス文化の發祥地伊太利が、何故に國民國家統一の先達たり得なかつたのであらうか。一代の英傑ルーテルを持つ獨逸が、何故に鐵血宰相ビスマルクを俟つて漸く帝國を統合建設し得たのであつたか。風俗、習慣、傳統の同一乃至共有の點よりすれば、惠まるゝ事最も多きかに見ゆる此等諸國家が、漸く十九世紀に入り初めて國民國家の形態を整へるに到れるを知る吾々は、茲に於ても依然其決定的絕對要因たる可く尙幾干か力弱きを認めざるを得ないのである。

以上、國民的統一國家の形成々立——其明確なる體系的理念としてのナシヨナリズム發生貫徹の諸因素と考へらるゝ諸點に就き、極めて粗雜淺薄に概觀、而も其何れにも因素としての重要性を認め得ながら、尙且決定的不可缺性を容認し能はざる私は、Natioと共に「國民性は、定義し難き觀念にして、檢討乃至公式的分析のし得ざるもの」と慨嘆、唯上述諸要素の複合相關的融合に依つてのみ、國民意識——國民性は醸成發展せしめられ、従つて國民國家の成立は可能であつたと云ひ得るかの様である。⁽²⁹⁾

斯る要素は、各々其自體獨立的決定性を持たず、又不可缺でもない。然し其等凡ての缺除は許されない。一つの複合體として其存在理由を有し、國民的統一國家の成立乃至ナシヨナリズム發展の唯一絶對の原因たり得たと考へられる。

然し乍ら、斯る所謂綜合折衷の見解に依れば「恐らくや國民性は夙に早く古代より存し」得たであらうし、現存ミクロネシヤ、ポリネシヤ諸島民間にも國民國家の成立は可能であらう。⁽³⁰⁾

「國民的感情は、國家意識と共に、其成立を近世に於て實現せられたる諸條件に負ふ共同意識である」³²⁾。其は又「封建貴族の權力に對する王權の伸長並に發展と、貴族僧侶に比し遙かに國民的なるThird Estate 即ち Bourgeoisie の成長發達等々に歸因する」³³⁾。

「其起原を近代にもつ現今歐羅巴諸國家成立」³⁴⁾の原因究明は、斯くて飽迄、近世的なるもの及び國民的なるものに先づ向けられねばならないであらう。

「中世末期及び近世初頭に於ける經濟的商業的大發展が、國民國家の成立と密接に結合せる事は一つの興味ある事實である。新航路の探檢並に發見の援助と遠隔地の植民經營に努めて、海上貿易及び開發に最も利益を享受せるは、葡萄牙、西班牙、和蘭、佛蘭西、英吉利の支配者及び市民であつた。彼等諸國民間に於ける對立は激化し、國民意識の昂揚尙に顯著なるものがあつた。従前、歐羅巴人の經濟活動は *theoretically* には道德的神學と國際的加特力教會の聖典に隸屬、*practically* には都市、ギルドの如き地方權力に依り支配統御されてゐた。國家に非ずして、ヴェニス、ゼノア、ブルージュ、アントワープ、リュベック等の如き諸都市が經濟生活の單位であつた。然し乍ら、斯る商業的發展と植民地の開拓は、都市並に教會をして、國民的重商主義の理論と實踐に屈服せしめた。各國民國家の政府は、全國民の富力が保證さる可き經濟的獨立を計らんと努めた。此目的の爲に、多くの法律が制定發布されたのである。外國よりの輸入は禁止さるゝに非ずんば保護關稅が課せられた。家内工業は、特に獎

勵金に依り助長せしめられた。植民地は、本國の獨立的經濟制度に引入れられ、國家の艦隊は、國民貿易の擁護と力強き發展の爲建造使用された³⁵⁾。

以上、冗長の嫌あるも記せる Hayakawa の論述に依れば、國民國家を成立せしめたる原因の一つは、確に其經濟的商業的大發展に存した。

何となれば、熔鑛爐、水揚機次いでアマルガム法等の如き技術の決定的進歩、アメリカ發見、東印度航路の開拓其他等々は、勢ひ生産の増大と商品の豊富多様な増加とを齎らし「都市經濟より國家經濟³⁷⁾」への移行を不可避ならしめたからである。蓋し、既に中世的地方分權的狹隘なる市場を桎梏とせる商品經濟の異常なる發達は、より廣地域たる國家内の自由交易と、其障害物の廢棄除去——國內關稅の廢止の如き——を緊要とすると共に、又他國民の壓迫に抗する爲、輸入制限等の如き産業保護策を實行し得る有力なる國家組織の必要を痛感したからに他ならぬ³⁸⁾。さればこそ、其は王權の擴大伸長と、第三階級の擡頭成長に相應するものでもあつた。

「國民の形成を助長する凡ての要因中、經濟的要素は最も重要ならざるものである」とする Muir 的見解に、若干の疑問を抱かざるを得ない私は、斯くて少くとも「都市經濟より國家經濟政策即重商主義への轉換」⁴⁰⁾ Sombart の所謂「早期資本主義時代に屬したる國內市場の成立」⁴¹⁾の中に、國民國家の形成並に發展の看過等閑視す可らざる重大原因の一を認知しなければならぬかの様である⁴²⁾。

素より、歴史の事實は洵に複雑多様多岐にして、單一なる原因に歸せしめらる可きではあるまい。況んや、近世初頭以來、久しきに亙り歴史事象として表れたる諸々の國民國家の形成並に運動は、其處を異にし、其年を隔つる爲、益々一に律して論じ得可からざるものあるかの様である。

然し乍ら、國民乃至民族——其政治形態としては國民的統一國家、理論體系としてはナシヨナリズム——が一つの歴史的範疇、而も近世的なる歴史現象であるとすれば、人種、地貌なる自然的要因は素より、言語、宗教、風俗、習慣、傳統等々歴史的なれども、非近世的なる文化要素を、商品經濟の發達——國民經濟の成立なる近世的要因と同一視する事は、確に危險と言はざるを得ないであらう。とは言へ、此等諸因素は、假令絶對不可缺とは斷じ難きも、又正しく要素なるが爲、事象としての歴史に多様な様相と特質を與へたのは、茲に更めて喋々の要なき事と思はれる。

兎もあれ、吾々が西洋近世以降見る國民國家の形成並に其達成を企圖する明確なる觀念形態としてのナシヨナリズムは、假令時代と地域を異にする爲、現象的には各々獨自の形態特質を有したかの様であるが、上述の決定不可缺的要素の此等契機的諸要因を通じたる發現に依り可能であり得たと言ひ得やう。

是は洵に大膽にして早急、僭越極まりなき論結である。斯く論じ、斯く斷じ得る爲には、少くとも尙根元に遡りたる不動の例證と、詳細に亙る各國々國民國家の成立過程を究明しなければならぬ。然

し乍ら、以上は唯「凡そ一國に於ける歴史現象の考察には、何よりも先づ同國の詳細なる歴史事象の探究々明が前提とされなければならぬ。然し、若し歴史研究家にして、其研究對象を單に當該一國の其のみに終始局限するならば、恐らくや、其處には唯該博なる史的智識と史實の羅列のみが残され、同歴史の有する意義、特質の認識は不可能であらうし、假令其が若干可能であるとしても、飽迄、其は他を知らざる獨斷的自己認識、自己解釋に留るであらう。偏見固陋にして、吾々歴史研究家に最も要請さる可き解釋、意義の伴はざる非科學的なる歴史觀は、多く是に歸因する處と思はれる。斯くて、若し、歴史研究者にして正しく科學的たらんとするならば、常に個々の歴史事實に依て史的智識を豊富にすべきは素より、と同時に世界史に對する絶えざる關心と、比較研究に依る歴史的意義の認識を怠^⑭らざらん微意より、吾々國民國家の確立——成立に非ず——過程に就き、主として外交史的立場より、若干の考察を試みんとする拙論の序たらしめたに過ぎない。

① Muir: Nationalism and Internationalism. London, 1919, p. 66. 此處では、唯十八世紀をかく特徴づけたに留り、決して北米合衆國の獨立の如き國民國家の誕生を閉却したのではない。

② Hayes: Essays on Nationalism. New York, 1926, pp. 44—49.

③ Muir: op. cit. p. 78.

④ Muir: op. cit. pp. 78—105.

⑤ Muir: op. cit. pp. 78—79.

⑥ Rose: Nationality in Modern History. London, 1916, p. 18. Dante, Jeanne d'Arc 等の熱血やその Patriotism の發露として

Nationalism の然らしめた所とは云ひ難い。

- ① Muir; op. cit. p. 78.
- ② Zimmern; Nationalism and Internationalism. (Foreign Affairs, Vol. I, No. 4) p. 122.
- ③ Hayes; op. cit. p. 31.
- ④ Hayes; op. cit. pp. 5—6.
- ⑤ Zimmern; op. cit. p. 118.
- ⑥ Nationalism 運動は十九世紀後半に到つて、全く終熄したのではない。否寧ろ世界大戰を契機として、民族自決主義は植民地問題と結合、更に複雑化して世界史の前面に表はれて來た様であるが、淺學は其言及に到り得ない。
- ⑦ Muir; op. cit. p. 33.
- ⑧ Hayes; op. cit. p. 8.
- ⑨ Pillsbury; Psychology of Nationality and Internationalism. New York, 1919. p. 16.
- ⑩ Hayes; op. cit. p. 7.
- ⑪ Muir; op. cit. pp. 31—32. 「如何なる時代に於ても、吾々の心を第一に支配してゐる祖國 (Seipel; Nation und Staat, Wien, 1916. S. 1)「觀念、亦看過し難い。然し祖國 Palestine なる猶太人を嚴密なる意味に於て國民と云ひ得るであらうか。
- ⑫ Amonn; Nationalgefühl und Staatsgefühl. München, 1919. S. 9.
- ⑬ Muir; op. cit. p. 37.
- ⑭ Muir; loc. cit.
- ⑮ Muir; op. cit. pp. 38—39.
- ⑯ Amonn; loc. cit.
- ⑰ Muir; op. cit. p. 39.
- ⑱ Hayes; op. cit. p. 19.

- ②5 Muir; loc. cit.
- ②6 藝術はソレに生れるものと思はれる。田中耕太郎氏著 世界法の理念 第一卷第三章第六節參照。
- ②7 Muir; op. cit. p. 43.
- ②8 Muir; op. cit. p. 45.
- ②9 Muir; op. cit. pp. 45—46.
- ③0 Hayes; op. cit. p. 21.
- ③1 矢内原忠雄氏著民族と平和 中央公論第四十九年第四號四、九頁。
- ③2 Amonn; op. cit. S. 25.
- ③3 Webster-Wesley; World Civilization. p. 571.
- ③4 Muir; loc. cit.
- ③5 Hayes; op. cit. p. 36.
- ③6 Sombart; Der Moderne Kapitalismus. München, 1924. Bd. II. Halte. I. S. 10—11. の見解は分析に過ぎ、原因と契機を混同せる處がある。尙自然經濟より商品經濟への轉換發展に關しては、封建制度其自體及びその崩壞過程に就き考察されねばならぬであらう。然し茲には唯商品經濟の發達なる事實を見たに過ぎぬ。
- ③7 Kulischer; Allgemeine Wirtschaftsgeschichte. München, 1929. Bd. II. S. 102.
- ③8 Sombart; op. cit. S. 188—189.
- ③9 Muir; op. cit. p. 42.
- ④0 Kulischer; op. cit. S. 107.
- ④1 Sombart; op. cit. S. 188. Hochkapitalismus に對する彼の所謂 Frühkapitalismus を、此處では同書十四頁に従ひ廣義に解する事とした。然し此等の概念については若干の検討が必要であらう。

④ 加田哲二氏著國民主義五十七頁。

⑤ 拙評中村善太郎著佛蘭西革命前後史林第二十卷第四號二二二頁。

本 論 その一

「當時余は一方に於ては亞國の利益を謀り一方に於ては日本の利益を損せざる事を勉めたり治外法權の如きは勢の止を得ざるに出たれども素より兩國全權の素志には非ざりき輸出入税の如き余は民主黨にて自由貿易家にてあれども日本の爲に海關税を得せしめんと欲し二割平均の輸入税を定め酒類並に煙草は三割五分の重税に置きたる位なりき云々」⑥。

是、福地源一郎が明治四年新約克^{ニューヨーク}にてハリス Townsend Harris と會談の際、其日米修好通商條約締結に對する方針に就き語れりと謂ふ追憶談であり、Treat に依れば、吾國人多大の感謝を献ぐ可き彼の所謂親日態度である。⑦。

果して然らば、「勢の止を得ざるに出」でたる治外法權獲得に對する彼の眞意は奈邊に存したであらうか。彼が其本國政府へ條約締結談判經過報告作成に際し、一八五七年（安政四年）四月二十八日付日記中に洩せる次の言葉

「私は斯る決定が満足を與へん事を信じて疑はない。

ペリー Commodore Perry が未解決の儘に残せる通貨問題を三對一にたかめ決定せし事

給與を必要とする米船の長崎入港許可

日本に於て犯せる亞米利加人の本國政府に依る處罰等はである^③。將又、其後同四巳年十一月六日於蕃書取調所土岐丹波守以下幕府有司とハリスとの對話の趣

「一、萬國之法と申候は如何様の義ニ候哉

一、不殘申上候ニは大部の書程有之候得共先ツ手近ニ取摘一通可申上候

一、大法は差置候國之法を以て縛し候義無之を第一といたし候云々^④の、國際法とは治外法權を以て第一とするなる教示に依り略窺知し得る事と思はれる。

素より是は、其辯明に依れば洵に勢に抗し難きものであり、又彼自らも幕吏の意外に容易なる承諾に一驚せる處でもあつたが、然らば其公平にして親日的たるを誇言せん爲舉げたる關稅率は如何なる決定を見たのであらうか。幾多の迂餘曲折を経て安政五年六月十九日(一八五八年七月二十九日)調印せられたる日米修好通商條約中其貿易章程を見るに

「第一類無稅品 貨幣に造りたる金銀並に造らざる金銀、當用の衣服、家財並に商賣の爲にせざる書籍

第二類五分稅品 凡て船の造立綱具、修復或は船裝の爲に用ふる品々、鯨漁具の類、鹽漬食物の諸類、パン並パンの粉、生きたる鳥獸類、石炭、家を造るための材木、米、粃、蒸氣の器械、トタン、

鉛、錫、生絹

第三類三割五分稅品 一切の酒類

第四類二割稅品 他一切のもの^⑥。

是を平均するに洵に其言の如く、假令前年の日露並に日蘭追加條約規定による三割五分稅に比し低減あるも、而も尙二割の關稅率を示し、列國産業、殊に英國對外貿易最大の武器たる綿製品等にとつては一大痛撃たるを失はなかつた。然し、克明に此約定を觀るならば、米國主要輸出品目は殆んど凡て第二類中に包括されたるを看取し得るであらうし、又當時（一八五七年改正）米國の關稅率が

「二割四分 金屬、同製品、羊毛、毛織物、毛皮、紙、硝子等重要輸入品

一割九分 綿布

無稅品 製茶、コーヒ等自國に産せざるもの等々以下略

平均從價二割稅品^⑦」なるを知る時、彼の所謂二割稅率主義も早急に本國に於ける其と同一に斷じ難きものあるを認知し得るであらう。

彼が本國政府の命を受け、其參考として吾國來朝の直前結べる輸出入稅一律三分^⑧の低率を規定せる米暹條約を提示せるは、何にもまして彼の詭計を暴露するものに他ならぬ。

然し乍ら、斯る對日政策は既に彼より早くペリーに依り明示された處のものである。即ち、一八五

四年二月十日付亞米利加使節より差出候書翰三通の内和解に依れば

「一……此後日本にてもし運上取立方等改めんとせらるゝ事あらば合衆國よりの領事官等と相談を調ふへし且何事によらず他の國々と同じく其利益を得せしめて偏頗の取計ひ無き事を明白とすへき事

一 此後日本國の民人と合衆國の民人と喧嘩口論等引合之事ある時日本の民人は其所の日本役人より召捕て吟味し日本の國法通りには是を罪し合衆國の民人をは領事役人等より召捕て吟味し我國法通には是を罪すへし云々^⑧の如く、關稅非自主權、最惠國條款、領事裁判權等を要求したるを見れば、斯る態度は米國政府に一貫せる對日政策の具現に外ならず、従つて其親日政策亦再吟味の要ありと思はれる。

以上、合衆國の對日方策に就き若干考察せし所以のものは、唯、一は米國が吾國開國當初常に外交界を支配指導し、他列強は追隨均霑せるに過ぎざる爲と、傳へらるゝ米國の親日策も、謂はば相對的乃至派生的問題に局限され、本質的問題に關しては自ら異なるものあつた事を言はんとしたに他ならぬ。

然らば、米國すら斯の如くであつた歐米列強は、果して如何なる態度を以て吾國に臨み又吾國を遇せんとしたか。換言すれば、幕末に於ける各國の國際的地位如何を更にやゝ詳細に知らんとする吾々は、是を此等列強間と締結せる諸條約に就き觀るを便とするかの様である。

即ち、先づペリーが嘉永七年締結せる所謂神奈川條約第九條に於て、早くも片務的最惠國條款を見

る吾々は、續く同年の日英約定第四條⁽¹⁴⁾、日露條約第八條並に翌二年の日蘭條約第二、三條に於て夫々治外法權に關する規定を見るのであるが、是は最惠國條款と結合する事に依り締盟列國の何れもが享受せる特權となつた。

斯る片務的最惠國並に治外法權に關する諸條項の決して對等國間に結ばる可きものに非ざるは、今更茲に喋々の要なき事と思はれるが、斯る列強の對日方針、精神を更によりよく具現せるものとして私は、安政五年の通商條約中日英條約⁽¹⁵⁾、並に唯改惡の一語に盡きる其後の改約條項等に就き尙若干の考察を試みたいと思ふ。

一、治外法權に關する規定(第四條—第七條)……是は支那にあつては端初的には一八四三年の南京追加條約中に、又より明確には翌年の米清望厦條約に規定せられたものであるが、第三條居留地規定⁽¹⁶⁾と相俟つて更に威力を増すに至つた。

一、第十一條、即ち「貌利太尼亞海軍の爲用意の品は神奈川長崎箱館の内に陸揚し庫内に納め、貌利太尼亞番人守護する者は運上の沙汰に及はず云々」の認容は、擴大されて軍隊駐屯權の行使——文久元年の英國公使館への騎銃士駐屯の強行は、更に發展して同三年以後に於ける英佛軍隊の横濱駐屯を見るに至る——となり、遂には

「神奈川御奉行駒井大學殿より各國公使に被相贈候書簡

以書簡申入候然は彼我爲警衛當港之内先つ辨天社地續字象ケ鼻之ほとり海岸に砲台を建造する事を始業す云々

文久三年九月廿四日

駒井大學に對し

「九月廿五日神奈川御奉行支配組頭伊藤岩一郎佛國書記官フレッキマン對話書

……明日十二時頃彼所にアトミラール罷越一見の上彌砲台御取懸りに候は、自國兵士共一同取毀可申候

英佛アトミラール申居候は砲台無之候共當港之警衛は兩國之兵士にて充分行届可申候今般之儀は實に以無用之儀と奉存候云々」にて、砲台築造も遂に中止の已むなきに至つた。

一、貿易に關する大則(第十三條—第二十條)並に全七則に互る貿易章程……此條約書に添たる交易規則の箇條は此條約書の一部なりと看做す第二十條の規定は、一八四四年の清佛黃埔條約中に見らるゝ關稅の非自主權を示すものであり、又其關稅率は先に掲げたる日米通商條約貿易章程と大異なきも、同國對外貿易最大のヒーローたる木綿並に羊毛製品は既に五分稅品中に明記されたるに留意すべきであらう。

ハリス一八五八年二月二十五日付日記に依れば、我國幕吏は輸出入税一律一割二分五厘を提案したと見ゆるが、假令約文上のみとはいへ平均二割の輸入税率及輸出税五分の規定は、此點尙若干の成功とも謂へやう。然し、斯る税率は列強の吾國々内狀勢其後の動搖混亂巧用の結果、逐次愈々改悪化の一路を辿るに至つた。即ち

(a) 文久元年派遣せられたる兩都市兩港開市開港延期交渉の使節は、ロンドン覺書（一八六二年六月）に依て五ヶ年延期の交換條件として酒類の輸入税減と玻璃器の五分税品目への追加承認を、又

(b) 翌々三年の横濱鎖港談判使節は、パリ約定（一八六四年六月）の結果、葉鉛、鉛蠟、敷物、藤、畫に用る油、藍、硫酸、石灰、平鍋、籠を無税、酒、酒精物、白砂糖、鍍、鍍葉、器械の部分、麻の織物、時計、懷中時計及び鎖、硝子器、藥を五分税、而して硝子及鏡、陶器、飾玉物、化粧の香具、石鹼、兵器、小刀の類、書籍、紙、彫刻物、畫には六分の課税約束を餘儀なくせられたが——此際、佛蘭西より無税の要求さへ受けたる同約定は、第二條の武力的援助の故を以て列國間に物議を醸し一旦破棄せられたが、是より先同一月以降、斯る關稅約定日米、日英間に調印されたるを見れば、佛國の約文に依る武力援助は暫らく措き實施されたと思はれる——遂に

(c) 大阪條約（一八六五年）、其に引續く改稅約定（一八六六年）に依り、輸出入税一律五分と決定せらるゝに至つた。是南京條約締結の翌年約定せられたる追加條約の税率に等しきものであつた。

一、片務的最惠國條款(第二十三條)……是亦、南京追加條約中既に見らるゝ處である。⁽³⁵⁾

要之、治外法權、軍隊の駐屯を豫想せしむる條項、關稅非自主權、其結果としての益々低下する關稅率及び片務的最惠國條款等々の約定承認は、列強が砲火を浴せ強要したる對支諸條約規定と殆んど異なる處なきは、以上の粗雜なる例證に依つても略窺知し得らるゝ事と思ふ。彼のペリー、吾國に來朝して條約締結の談判を行ふに當り、其骨子たる可きものとして米清間の望廈條約内容を提示せるは、⁽³⁶⁾米國を初とする列強の對日方針、對支政策と其軌を一にせるを雄辯に物語るものに他ならぬ。

露艦の對島への領土的野心の遂行、⁽³⁷⁾英佛の蝦夷租借要求、將又吉田東伍をして「橫須賀は佛蘭西の軍港の如きものであつた」⁽³⁸⁾とさへ斷せしめたる幕府の財政窮乏を利用せる佛國の同製鐵所々有等々は、⁽³⁹⁾何れも歐米列國の吾國に對する非對等國的態度を益々明徴するものと謂へやう。

明治の中葉「條約改正論」を著して其改約の必要を熱叫せる馬場辰猪は、之を特徴付けるに「半獨立國」⁽⁴⁰⁾を以てし、又土橋喬雄氏は、斯る強壓を以て「半植民地化の危機」⁽⁴¹⁾と呼ばれてゐるが、是亦其故なしとせざる所であらう。

⁽⁴²⁾「汝日本の高官に告げ我希を空しくする時は日本の防きかたき法を以て我は趣意を貫くを知らしむ可し。」

ハリスにして斯の如くとせば、列強の眞意想像するに餘りあらう。洵に列國の此等諸條約の締結、

諸權利の獲得は「Triumph of Right over Right」であつたのである。

兎もあれ、吾々本章の課題は、唯幕末に於ける吾國の國際的地位如何を概觀する事にあつた。従つて、何が故に列強は斯る態度を以て臨まんとし又臨み得たか、將又當時の吾國は如何にして斯る屈從を甘受しなければならなかつたかは今吾々の問ふ所ではないのである。吾々が斯る問題を提起し其に幾干か答へんとしたるは、唯歐米列國の斯る強壓策が、夙に早く其成立を見たる吾國々民國家の確立過程とも言ひ得可き光輝燦たる明治維新の誕生に、如何なる影響を及ぼし如何なる意義を有したるかを觀ん爲に外ならぬ。

- ① 福地源一郎著 幕府衰亡論七五頁。
- ② Treat: Japan and the United States 1853—1921. Boston, 1921. p. 33.
- ③ Griffis; Townsend Harris. Boston, 1896. 中 Mr. Harris's Journal として收録されてゐるもの。p. 150.
- ④ 安政四年十一月七日亞米利加使節對話書差上候儀申上候書付 開國起原上 海舟全集第一卷二〇八頁。
- ⑤ Griffis; op. cit. (Feb. 26, 1857 日誌) p. 124.
- ⑥ 外務省編 條約彙纂 尙 Slow; A Diplomat in Japan. London, 1921. p. 23. に依れば吾國稅關吏は多く賄賂を受け酒類を日常品と見做し無稅にせりと謂ふ。
- ⑦ 前掲條約彙纂 五九七—五九八頁。
- ⑧ 同右書 五一七頁。
- ⑨ 津村秀松氏著 商業政策卷上 一二五—一二六頁。
- ⑩ 大塚武松氏著 幕末の外交 一六頁。

- ⑪ 高柳松一郎氏著 支那關稅制度論 一一五頁。
- ⑫ 前掲開國起原卷上 一五三頁。
- ⑬ 同右 五二、五五頁。
- ⑭ 前掲條約彙纂 七三八頁。
- ⑮ 同右 四一六頁。
- ⑯ 同右 五八八頁。
- ⑰ 同右 五〇八頁。
- ⑱ Morse and MacNair; Far Eastern International Relations. Boston, 1931. pp. 302—303.
- ⑲ 史學會編 明治維新史研究所載 田保橋潔氏著 幕末維新史上の日米關係第四節治外法權の起原に依れば、日露間の治外法權に關する規定は相互間に認められたるものにして對等國關係にありとせらるゝが(二七二頁)、吾國人露西亞にあつてかゝる權利を行使する者なきを思ふ時、此條文を唯文字の儘解するは早急たるを免れぬと思ふ。
- ⑳ 前掲條約彙纂 四一八頁以下。
- ㉑ 日英通商條約亦、日米通商條約を基礎として締結されたるは茲に更言の要なき事と思はれる。洵に Morse and MacNair: op. cit. pp. 305—307. が述べたるが如く、日米條約は宛ら支那にあつては天津條約締結迄の望厦條約の地位を有し、列強は何れも是を骨子として吾國と條約を結んだのであつた。然し、今茲に日英條約を擧げたるは列國の對日態度が此條約中最も如實に示されてゐると考へるからである。
- ㉒ 東亞同文會編纂 東亞關係特別條約彙纂 一〇五頁。
- ㉓ 齋藤良衛氏著 近世東洋外交史序說 四五頁。
- ㉔ 水野痴雲筆記 前掲開國起原卷上六二三頁所載。
- ㉕ Gubins; The Progress of Japan. Oxford, 1911. p. 151. 大隈重信著 開國大勢史 一一三—一二四頁。

尚、元治元年正月(日不明)横濱新聞紙に依れば、當時同港碇泊の軍艦英國十一艘、佛國二艘、和蘭一艘、全十四艘の多きに及んでゐる。夷匪入港録第二 二二一頁。是、南京追加條約中、支那各港における列國の巡洋艦碇泊規定と併せ考ふべきであらう。前掲 東亞關係特殊條約彙纂 一〇五頁。

②6 前掲夷匪入港録第二 八一、八三—八四頁。

尚、同様書簡に於る抗議、英副提督クーパーよりも致された事は Vice-Admiral Kuper to the Governor of Kanagawa, "Enryalus", Yokohama, Nov. 6 1863. Correspondence respecting Affairs in Japan. 1864. p. 114. にも見られる。

②7 Black; Young Japan. New York, 1883. Vol. I. p. 271.

②8 前掲條約彙纂所載第二十條の譯文「此條約に添たる商法の別冊は本書同様雙方の臣民互に遵守すべし」は原文「The Articles for the regulation of trade, which are appended to this Treaty, shall be considered as forming a part of the same, and shall be equally binding on both the Contracting Parties to this Treaty, and on their subjects」の意を充分表はせざる爲、此處では前掲開國起原卷上 五五一頁の譯文に依つた。

②9 前掲支那關稅制度論 一一六—一一七頁。

③0 Griffiths; op. cit. p. 304.

③1 Memorandum signed by Earl Russell and the Japanese Envoys. June 6 1862. Correspondence respecting Affairs in Japan 1863. pp. 8—9.

③2 前掲開國起原卷上 五六五頁。

③3 田邊太一著 幕末外交談 三二九頁。

③4 同右 三三七頁。

③5 前掲夷匪入港録第二 四五—四六頁(此處に一八六五年とあるは一八六四年の誤であらう)二一五—二一六頁。

Morse and MacNair; op. cit. p. 318.

- ③6 前掲條約彙纂 三二一—三三一頁。
- ③7 前掲支那關稅制度論 三八—四〇頁、前掲近世東洋外交史序說 三四頁。
- ③8 前掲東亞關係特殊條約彙纂 一〇四—一〇五頁。
- ③9 Treat; Early Diplomatic Relations between the United States and Japan. 1853—1865. Baltimore. 1917. P. 22.
- ④0 前掲開國大勢史 一〇四四—一〇七〇頁。
- ④1 尾佐竹猛氏著 國際法より觀たる幕末外交物語增補 二一頁。
- ④2 吉田東伍著 維新史八講 六五頁。
- ④3 徳川慶喜公傳 卷一 四六〇頁。
- ④4 明治文化全集 第六卷 外交篇所載 三三四頁。
- ④5 土屋喬雄氏著 幕末動亂期の經濟的分析 中央公論第四十七年第十號 九〇—九一頁。
- 尙茲に於ては、吾國財政窮乏に依る列國の資金貸與並に其に伴ふ代償としての利權獲得等に就いてのみ詳述されたに留るば、其論斷の爲や、不充分と愚考される。
- ④6 前掲開國起原卷上 一五八頁。
- ④7 Black; op. cit. p. 17.